

渋谷三丁目地区地区計画の変更（原案）意見交換会のお知らせ

日頃より渋谷区のまちづくりにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年12月に開催した渋谷三丁目地区地区計画の変更（素案）意見交換会では、皆さまから貴重なご意見をいただきました。

区では、意見交換会でのご意見を踏まえ、地区計画の原案を作成しました。この原案について、渋谷区まちづくり条例第37条の規定に基づき、下記のとおり意見交換会を開催するとともに、2月24日から3月17日まで縦覧を行います。

ご多忙のこととは存じますが、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

<これまでの経緯>

渋谷三丁目地区では、令和4年6月に東京都により「街並み再生地区及び街並み再生方針」が指定されました。渋谷区は、街並み再生方針に示されたまちの将来像を実現し、新しいまちづくりのルールを活用できるようにするため、地域の皆様との意見交換会等を行い、令和5年7月に「渋谷三丁目地区地区計画」を変更しました。

その後、地区計画の活用に関する理解を深めていただくため、権利者の皆様を対象に制度説明会を実施したところ、渋谷川沿いで制度活用には街区ごとの合意形成に課題があるというご意見をいただきました。これを受け、渋谷区では渋谷川沿いの権利者の皆様を対象に、計4回の勉強会と個別訪問を実施し、その結果を渋谷三丁目まちづくり推進協議会へ報告しました。こうした取組みを経て、同協議会から、将来像の実現に向けた渋谷川沿いの「壁面の位置の制限」指定の提案書が、令和7年10月に渋谷区へ提出されました。

この提案書を受け、渋谷区は個々の建替え時にスムーズに制度を活用できるよう、地区計画を変更する手続きを開始しました。昨年12月には手続きの一環として（素案）意見交換会を開催しました。

記

1 渋谷区ホームページでの動画配信（音声付き説明動画）

- (1) 配信期間 令和8年2月24日（火）から3月17日（火）まで
(2) 掲載場所 渋谷区ホームページ



https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/shuhens-machizukuri/kento/shibuya3_machidukuri.html

【トップページ⇒環境・まちづくり⇒渋谷駅周辺地域のまちづくり／検討中のまちづくり（渋谷駅周辺）

⇒渋谷三丁目地区まちづくり】

- (3) 内容 渋谷三丁目地区地区計画の変更（原案）について

2 意見交換会（会場開催・事前予約制）

- (1) 日時 令和8年2月27日（金）18時30分から20時まで
(2) 場所 リフレッシュ氷川 1階 集会室
(3) 参加方法 参加をご希望の方は、裏面のお問い合わせ先へ2月26日（木）までにお電話にてお申込みください。
(4) 内容 渋谷三丁目地区地区計画（原案）の変更について ※動画配信と同じ内容です。

【渋谷三丁目地区地区計画の変更（原案）に関する縦覧・意見書の提出について】

渋谷区まちづくり条例第37条第4項の規定に基づき、地区計画の原案の公告及び縦覧を行います。

渋谷区まちづくり条例第37条第5項及び第6項の規定に基づき、地区計画の原案の内容について、ご意見がございましたら、意見書様式に意見・住所・氏名・連絡先・当該案件に利害関係がある場合はその内容をご記入の上、以下のとおりご提出ください。

※意見書様式については令和8年2月24日（火）に渋谷区ホームページに公表する予定です。

※いただきましたご意見と回答は、後日、渋谷区ホームページ等に公表する予定です。

(1)縦覧期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月17日（火）まで

※意見書の提出は3月17日（火）まで（消印有効）

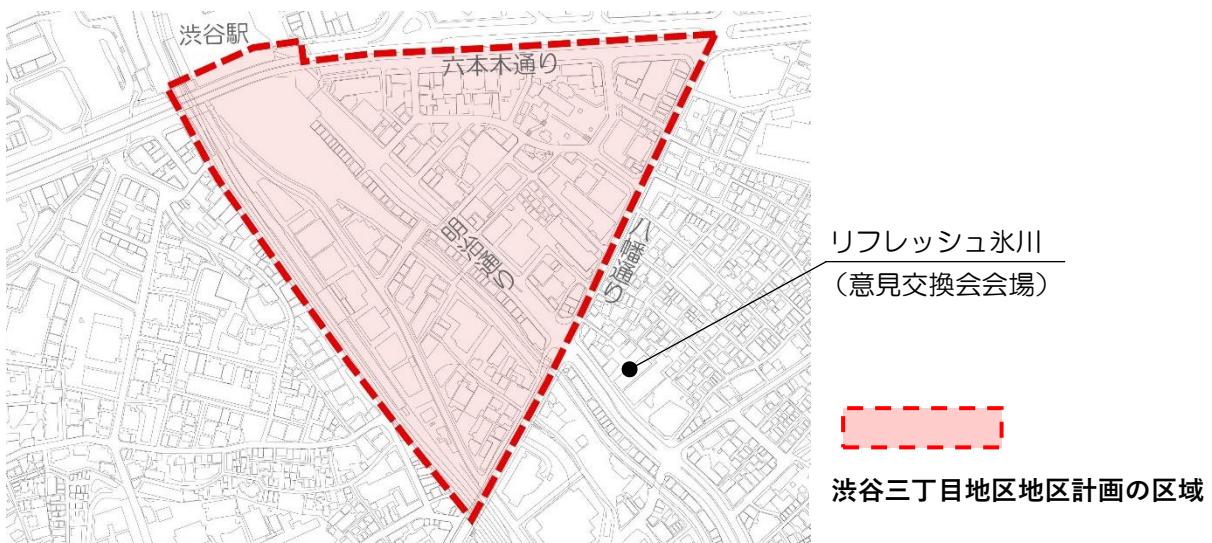
(2)縦覧場所 渋谷区役所本庁舎11階 都市計画課

(3)提出方法 郵送、持参、FAX（03-5458-4915）

(4)提出先 〒150-8010（住所不要）渋谷区役所本庁舎11階 都市計画課宛

(5)意見書を提出できる方 地区計画区域内（裏面記載）の土地所有者及び利害関係のある方

渋谷三丁目地区地区計画の区域



このお知らせに関するお問い合わせ先

渋谷区 まちづくり推進部 渋谷駅周辺まちづくり課 担当：千田、小宮、浅沼、高橋

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号

Tel : 03-3463-2628 (ダイヤルイン)

Fax : 03-5458-4918

Mail : sec-toshisaisei@shibuya.tokyo

※携帯・スマートフォン等からのメールは、セキュリティ上受信できない場合がございます。

※当意見交換会について、お電話でのご意見は受付しておりません。ご了承ください。